

裁 決 書

審査請求人

住 所

氏 名

審査請求代理人

住 所

氏 名

審査請求代理人

住 所

氏 名

審査請求代理人

住 所

氏 名

処 分 庁

福祉事務所長

上記審査請求人から平成23年3月18日付けで提起のあった生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条の規定に基づく費用返還決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が平成23年1月31日付けで請求人に対して行った法第63条に基づく費用返還決定処分は、これを取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

審査請求人（以下「請求人」という。）は、処分庁が平成23年1月31日付けで請求人に対して行った法第63条に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）について不服があるとし、その取消しを求めて本件審査請求を提起したものである。

2 請求人の主張

審査請求書等によると、請求人は次の理由から本件処分は不当であると主張する。

- (1) 社会保険庁の記録もれにより遡及して支給された年金を法第63条を適用し返還をもとめることは妥当でない。
- (2) 平成22年5月7日に辞退書を提出した時には、返還の指導がなく遺族年金の収入認定により保護を廃止した。年金を費消し、11月15日に生活保護を再申請した後に法63条の適用に変更したことは、福祉事務所のミスである。

第2 処分庁の弁明の趣旨及び主張

1 処分庁の弁明の趣旨

「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

2 処分庁の主張

- (1) 生活保護受給者の「年金記録問題」への対応について（平成19年12月28日 厚生労働省社会・援護局保護課保護係長事務連絡。以下「保護係長事務連絡」という。）に従い、請求人が遡及して受給した年金について法第63条を適用した。
- (2) 請求人から辞退書が提出された時に返還の指導をしなかったのは、年金の受給は保護廃止後で、受給額は不明との請求人の申立てがあったからである。

第3 審査庁の認定事実及び判断

1 認定事実

- (1) 請求人は、平成22年5月7日に「6月1日より年金収入にて生活出きるようになりますので保護を辞退します」と記載された辞退届を処分庁に提出し、同日受理された。
- (2) 処分庁は、平成22年5月12日に平成22年6月1日付け保護廃止を決定し、

平成22年6月11日付けで請求人へ通知した。

(3) 請求人は、平成22年5月14日に、平成17年2月から平成22年3月の間の遺族年金1,779,012円を遡及受給した。

(4) 請求人は、遡及受給した遺族年金を費消し、生活に困窮したとして平成22年11月12日保護申請書を提出した。処分庁は、平成22年11月12日付けで保護の開始を決定し、平成22年12月8日付け保護決定通知書を請求人に交付した。開始理由は、「 さんの貯金等の減少・喪失により開始します。」であった。

(5) 処分庁は、遡及受給した遺族年金のうち、消滅時効が完成した287,580円を除き、平成22年5月の支給済み保護費121,390円を加えた1,612,822円を法63条の対象とした。

(6) 処分庁は、上記法63条対象額から平成22年6月から平成22年11月11日の間の最低生活費からこの期間に保護を受けていたと仮定した場合に収入認定すべき遺族年金との差額351,532円を控除した1,261,290円の返還を決定し、平成23年1月31日付けで請求人へ通知した。

2 判断

法63条は、「被保護者が、急迫の場合等において、資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と規定している。

また、生活保護問答集について（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下、「問答集」という。）の問13-5には、法第63条に基づく返還額の決定について、「原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべき」としながらも、「保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合には、次の範囲においてそれぞれの額を本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えない」とし、「次の範囲」としてアからオまでの5項目を規定している。

よって、本件について、まず、法第63条を適用した処分の適否、次に、相当とした場合の控除額の認定の適否に分けて判断することとする。

(1) 法63条適用の適否について

認定事実(3)で認定したとおり、請求人は、平成22年5月14日に、平成17年2月から平成22年3月の間の遺族年金1,779,012円を遡及受給した。

保護係長事務連絡に、遡及して支給された年金のうち、5年以内の年金については、「従来どおり、法第63条に基づく費用返還請求の対象となる。(法第63条による費用返還が決定された日から遡って5年間の保護費相当分が対象。なお、原則として全額が返還対象になるが、当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合においては、一部返還額を控除しても差し支えないので留意願いたい。)」と規定されている。

処分庁は、この規定に従い法第63条を適用したものであり、違法・不当な点は見受けられない。

なお、処分庁から提出された資料からは、「年金記録問題」により遡及支給された年金か否かは判断できない。しかしながら、もし、否であっても保護係長事務連絡にも「従来どおり」と記載されているとおり、5年以内の年金については、法第63条に基づく費用返還請求の対象となり、処分庁の処分に誤りはない。

また、請求人は、生活保護辞退を申し出た際に処分庁が返還指導を行わず、遡及して支給された年金を費消し、資力がなくなってから法第63条の返還を求めたことは、最低限度の生活を保障する法の趣旨に反し、不当であると主張する。

しかしながら、事前の返還指導は、法第63条適用の法定条件ではなく、返還決定時の資力の有無は、返還方法を一括返還とするか分割返還とするか、分割返還の場合の1回当たりの返還額を決定する際に斟酌すれば足りることである。処分庁が提出した弁明書によると、平成23年1月31日に、請求人に対して分割での支払いも可能であることを伝えており、この点も違法とは言えない。

以上により、法第63条により保護に要する費用の返還を求めた処分庁の処分に誤りはない。

(2) 控除額認定の適否について

請求人は、受給した年金を①平成22年5月15日 滞納分の家賃235,000円、②平成22年5月15日 妹■■■■への借金返済50,000円、③平成22年5月19日 ■■■■の年会費12,000円、④平成22年5月23日電気製品の購入費5,544円、⑤平成22年5月30日 妹■■■■への借金返済300,000円、⑥平成22年5月30日 姉■■■■への300,000円、⑦平成22年6月6日電気製品の購入費140,000円、⑧平成22年10月1日 オードブルの購入費6,000円、⑨7か月分の生活費として700,000円を費消したと主張している。

問答集問 8-95 において、保護開始前の借金に対する弁済金については、収入から控除することは認められないとしている。これは、もしそのような措置をみとめるならば、保護を受ける以前における個々人によって異なる程度に営まれてきた生活までも、法により保障することとなり、保護を要する状態に立ち至ったときから将来に向かってその最低限度の生活の維持を保障せんとする法の目的から著しく逸脱することとなるとの考え方である。この考え方は、法第 63 条の返還額を決定する場合においても堅持されるべきものであることから、処分庁が上記②、⑤、⑥について控除しないとした判断に違法または不当な点は認められない。

①については、保護受給前のものか、保護受給中のものか不明であるが、保護受給前の滞納であれば前記と同様の理由から、保護受給中の滞納であれば、処分庁から住宅扶助費として支給された保護費を住宅費にあてずに他に流用していたこととなり、いずれについてもこれを控除しないとした処分庁の判断に違法または不当な点は認められない。

③については、世帯の必要性に応じて、家計のやりくりでまかなうものであり、控除しないとした処分庁の判断に誤りはない。

④については、処分庁が前記問答集問 13-5 の規定に照らして、控除の必要性を判断したものであり、違法とは言い切れない。

⑦、⑧、⑨は、平成 22 年 6 月 1 日の保護廃止日以降に費消したものである。処分庁は、これらを本来の要返還額から控除するか否かを、問答集問 13-5 の規定に従い、⑦、⑧は控除せず、⑨については、一部を控除することと決定したものである。

処分庁の平成 22 年 5 月 7 日付けケース記録によると、処分庁は請求人が「6 月すぎに年金と遡及年金」を受給することを認識している。法第 63 条における「被保護者」には、過去に保護を受けた者も含めることとされており、遡及期間や遡及額が不明でも、「遡及年金」である以上、法第 63 条に基づく費用返還請求の対象となる「資力の発生時点」が保護受給中であることは、十分予測され、すみやかに年金の遡及期間や金額を調査し、法第 63 条を適用すべきであった。

しかしながら、処分庁は、これを怠り、請求人が遡及受給した年金を費消したとして保護申請してきた後に調査している。

これがために、法第 63 条の適用が遅くなり、⑦、⑧を認めず、⑨の一部のみを控除するとした処分は、結果的に保護を受給していない期間の生活を保護基準で拘束することとなったものであり、不適切であったと言わざるを得ない。

処分庁は、このようになった原因として、請求人による申告義務違反を主張しているが、上記のとおり処分庁がすみやかに事務処理をおこな

っていれば防ぎ得たものであり、この主張を採ることは出来ない。

以上のとおり、処分庁による法第63条の適用自体に違法または不当な点はないが、本来の要返還額から控除する額の認定については、不当であると認められる。

第4 結論

以上のとおり、請求人の主張には理由がある。よって、行政不服審査法第40条第3項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

教 示

この裁決に不服がある場合には、この裁決書が到着した日の翌日から起算して30日以内に厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。）。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる決定をした[]を被告として（訴訟において[]を代表する者は[]長となります。）決定の取消しの訴えを、あるいは大分県を被告として（訴訟において大分県を代表する者は大分県知事となります。）この裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えをすることができなくなります。）。

平成23年9月16日

審査庁

大分県知事

広瀬 勝

貞

